

参議院環境委員会質疑（要旨）令和4年12月

質問者 川田龍平議員（立憲民主党） 【当会要約】

【川田】

近年頻発する豪雨や地震により、今後大量に発生する災害廃棄物、特にコンクリート殻の再利用について伺います。災害廃棄物の中でコンクリート殻は約半数を占め、例えば東日本大震災では約1,000万トン、令和6年の能登半島地震でも約120万トンが発生しました。今後予測される首都直下地震では約6,000万トン、南海トラフ地震では約1億トンにも及ぶとされており、再利用の手立てを平時から講じる必要があります。

コンクリート殻は破碎後、粒径を50cm以下、さらに4cm以下にまで細かくする必要があります。多大なエネルギーと時間が必要です。破碎しても体積は減らず、仮置場や中間処理施設、最終利用地への運搬には多大な労力を要し、CO₂排出量も問題視されます。現在、環境省で技術的課題の検討が進められていると伺っておりますが、その具体的な状況を教えてください。

【環境省（角倉一郎）】

お答えいたします。災害廃棄物の処理においては、施設負担の軽減や最終処分量の低減の観点から、可能な限り再利用を進めることが重要です。コンクリート殻は再生砕石として資源化され、東日本大震災や能登地震においても復旧復興資材として実際に利用されています。令和5年には再生利用事例集を公表し、今後に備えて過去の事例から課題を抽出し、関係団体との意見交換を進めているところです。

【川田】

実証実験として、岩手県宮古市田老地区などでは災害廃棄物由来のコンクリート殻を漁場施設に転用する試みがなされました。青森県鮫浦地区では養殖用アンカーブロックを16基、岩手県大槌・田老地区では計126基を海中に沈設し、問題なく機能したとの結果が出

ています。水産庁はこれを踏まえ、2012年に『漁場施設への災害廃棄物等再生利用の手引き』を策定しました。魚礁としての活用であれば廃棄物には当たらず、規制対象外とされる点が重要です。鉄筋も養分として海中で有効に働く知見もあります。

【水産庁（田中郁也）】

漁場施設への再利用は、環境に配慮しつつ機能性・施工性・耐久性を確保したものであることが条件です。また、漁業者など関係者の同意を得ることが前提であり、事業主体である都道府県が個別に判断する必要があります。

【川田】

水産庁は既にフロンティア漁場整備事業として、人工海底山脈（マウンド礁）の設置を全国的に進めています。長崎県五島沖では、30mの高さと250mの長さを持つ構造物を5年間かけて設置し、漁獲量が約2倍に、費用対効果は3倍以上となりました。災害廃棄物をこうした施設に再利用できれば、廃棄物処理負担の軽減と水産業振興、環境負荷の低減が同時に実現可能です。今後の災害廃棄物対策指針においても、具体的な選択肢として明示されるべきではないでしょうか。

【環境大臣（浅尾慶一郎）】

再生利用は環境保全・資源有効活用の観点から重要です。コンクリート殻の漁場施設利用については、水産庁が示す技術的条件や関係者の同意の取得が必要であり、慎重な対応が求められます。

【川田】

復旧復興を迅速に進めるためには、平時から質の良いコンクリートの特性を把握し、活用方法を蓄積することが重要です。特に、ニュータウン建替え等に伴い発生する平時のコンクリート殻こそ、先行的な再利用の実践例とするべきです。